

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

|          |                  |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署  | 商工観光交流課          |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 6 月 11 日 |

< 処分の概要 >

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 許認可等の名称 | 利用等の承認                      |
| 処 分 権 者 | 指定管理者                       |
| 根 拠 規 定 | 美郷町湯とびあ雁の里温泉設置条例第 10 条第 1 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

|             |   |
|-------------|---|
| 基 準 規 定     | 美郷町湯とびあ雁の里温泉設置条例第 10 条第 1 項、第 11 条<br>美郷町湯とびあ雁の里温泉管理規則第 4 条第 1 号  |
| 審 査 基 準     | <p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町湯とびあ雁の里温泉設置条例<br/>(利用の承認)</p> <p>第 10 条 温泉施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 略<br/>(利用の不承認)</p> <p>第 11 条 指定管理者は、その利用が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、利用承認を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。<br/>(2) 当該施設等に損害を与えるおそれがあるとき。<br/>(3) その他、施設の管理上支障があるとき。</p> <p>○美郷町湯とびあ雁の里温泉管理規則<br/>(使用の許可申請及び許可)</p> <p>第 4 条 雁の里温泉を使用する場合は、次の各号により許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 美郷町雁の里多目的集会施設を使用しようとするものは、使用する日の 3 か月前から当日までに、雁の里多目的集会施設使用許可申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。</p> |
|             | 参 考 資 料   |
| 標 準 処 理 期 間 | <p>■設定 □未設定</p> <p>即日</p>   |
| 備 考         | 指定管理者が基準の設定主体<br>使用日 3 か月前から当日までに申請（規則 4 条 1 号）   |
| 設 定 日       | 平成 27 年 10 月 31 日   |